

横須賀市財政基本計画 【概要版】

平成 26 年(2014 年)2月

横 須 賀 市

横須賀市財政基本計画【概要版】 目次

序章	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	2
3 計画期間および目標設定	2
4 本計画の構成	2
第1章 現在の本市の財政状況	3
1 歳出（支出）の推移	3
2 歳入（収入）の推移	5
3 財政調整基金等からの取崩額の推移	8
4 市債借入額と借入残高の推移	10
5 本市の財政状況の総括（1～4のまとめ）	13
第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み	15
1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み	15
2 中長期（平成30～35年度）の財政見通し	19
第3章 バランスの取れた財政運営のための財政運営方針と取り組み	22
1 今後の財政運営の方針	22
2 財政運営方針1のための取り組みと数値目標	23
3 財政運営方針2のための取り組みと数値目標	26
4 財政運営方針3のための取り組みと数値目標	28
5 参考指標	32
第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み	33
1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み	33
2 中長期（平成30～35年度）の財政見通し	35
3 計画のまとめ	39

序章

1 計画策定の目的

横須賀市は、その会計年度中の経費に対してその年度中の収入が不足するため、不測の事態等に備えた「財政調整基金」と「公有施設整備基金」（以下、「財政調整基金等」という。）という貯金を取り崩すことで毎年度の収入不足を補っています。

今後、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増加などにより財政状況はさらに厳しくなることが予測され、単年度の収支バランスの取れない状態が続けば、やがて財政調整基金等は枯渇してしまい、将来の財政運営に大きな支障を来す可能性があります。

このような状況に対応していくためには、より一層、行財政改革を進め、財政規律の堅持に努める必要があります。

ただ、将来にわたって本市が活力を維持していくためには、これまでも取り組んできた行財政改革による財政健全化だけではなく、本市が抱えている人口減少の抑制や、雇用や税収を生む地域経済の活性化、社会保障費の抑制といった喫緊の課題の解決に対して、財源を確保し、必要な投資を積極的に行っていく必要があります。

「財政基本計画」は、財政規律の堅持と本市の発展のための投資とのバランスを図り、中長期の収支予測に基づき必要な財源を確保して、安定した財政運営を計画的に行っていくための具体的方向性や目標を定めるものです。

また、本計画は財政運営についての情報を市民や行政内部で共有することも目的としています。本計画に定めた目標の達成状況などについては、決算数値を基に毎年度「財政白書」を発行し公表してまいります。

2 計画の対象

財政基本計画は、地方自治体の基本的な行政経費を計上している「一般会計」を対象とします。

ただし、一般会計が負担している他の会計の経費や、会計を超えて取り組む内容については「特別会計」や「企業会計」も計画の対象としています。

3 計画期間および目標設定

計画期間は、平成 26～29 年度（2014～2017 年度）までの 4 カ年とします。

ただし、大幅な社会経済状況の変化や国等の制度改正により、本市の財政運営に大きな影響が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

目標設定は、短期的財政収支見込み（平成 26～29 年度までの今後 4 年間）と、中長期の財政見通し（平成 35 年度までの今後 10 年間）を基に、4 年間の計画期間中の方針と実行すべき財政運営上の目標を設定します。

4 本計画の構成

財政基本計画は、4 つの章で構成しています。

第 1 章では、現在の本市の財政状況分析を行いました。

第 2 章では、第 1 章での財政状況分析を踏まえ、現状のまま推移した場合の将来の財政収支（平成 26～29 年度までの 4 年間と、平成 30～35 年度までの 6 年間）を見込みました。

第 3 章では、第 2 章の収支見込みを基に、今後の財政運営方針を定め、期間中（4 年間）に実行する具体的な取り組みと目標を設定しました。

第 4 章では、第 3 章で掲げた具体的な取り組みを目標どおりに達成した場合、第 2 章の「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」がどのように改善するか推計しています。

《用語解説》

一般会計：市税収入等を財源として、福祉、教育、道路など市の基礎的な行政サービスを経理する会計。

特別会計：国民健康保険、介護保険など、主に特定の料金収入を財源として、一般会計と分けて運営する会計。

企業会計：水道、下水道、病院など、独立採算で一般の企業と同様の経理を行う会計。

第1章 現在の本市の財政状況

本市の財政は、1年間に入ってくる収入だけでは1年間に必要とする経費を賄うことができないため、貯金にあたる財政調整基金等を取り崩すことで単年度の収支バランスを保っており、この状態は平成14年度から続いています。

第1章では、単年度の収支バランスが取れていて財政調整基金等に頼る必要のなかった平成13年度と比較して、その後どのように単年度の収支バランスが推移し、現在に至ったのかという状況分析を、歳出（支出）、歳入（収入）、財政調整基金等（貯金）、市債（借入金）の4つの視点から行いました。

1 歳出（支出）の推移 ～社会保障費の増加～

本市の歳出決算額は、国の制度改正の影響などにより増減があるものの、平成13年度以降、おおよそ1,300億円前後の規模で推移しています。

しかし、その使い道（性質別）を比べてみると、平成13年度と平成24年度で大きな違いが表れています。

（1）使い道（性質別歳出）の比較

図1の平成13年度と平成24年度で使い道（性質別歳出）を比べてみると、歳出全体のうち人件費、投資的経費および公債費の占める割合が53.8%から41.4%へ減少している一方で、社会保障費（扶助費・他会計繰出し）の占める割合が14.4%から31.1%へ2倍以上増加しています。

生活保護費などの「扶助費」と、国民健康保険や介護保険などを運営する特別会計に対して一般会計から負担する「他会計繰出し」を合わせた社会保障費は、高齢化が進んでいることで増加傾向にあります。

一方、人件費、投資的経費および公債費は減少傾向にあります。

人件費や公債費の減少は、人員削減や市債（借金）の抑制など、行財政改革に取り組んできたこと、投資的経費の減少は、これまで施設やインフラ整備を進めてきたことで新たな大型建設事業が減少してきたことが主な理由です。

歳出総額が同規模であることを考えると、コントロールが難しい社会保障費の増加を、人件費、投資的経費および公債費などを削減することで賄っている状況にあると言えます。

図1 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位 億円)



※平成14年度は借換債38億円、平成21年度は定額給付金に係る物件費等69億円をそれぞれ除く決算額。

※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

《用語解説》

投資的経費：

道路、学校、公園など将来にわたり活用できる社会資本（施設等）を整備するための経費。

公債費：施設の建設等の財源として借り入れた市債（借入金）や、地方交付税の振替として借り入れた臨時財政対策債等の市債（借入金）の返済経費。

他会計繰出し：

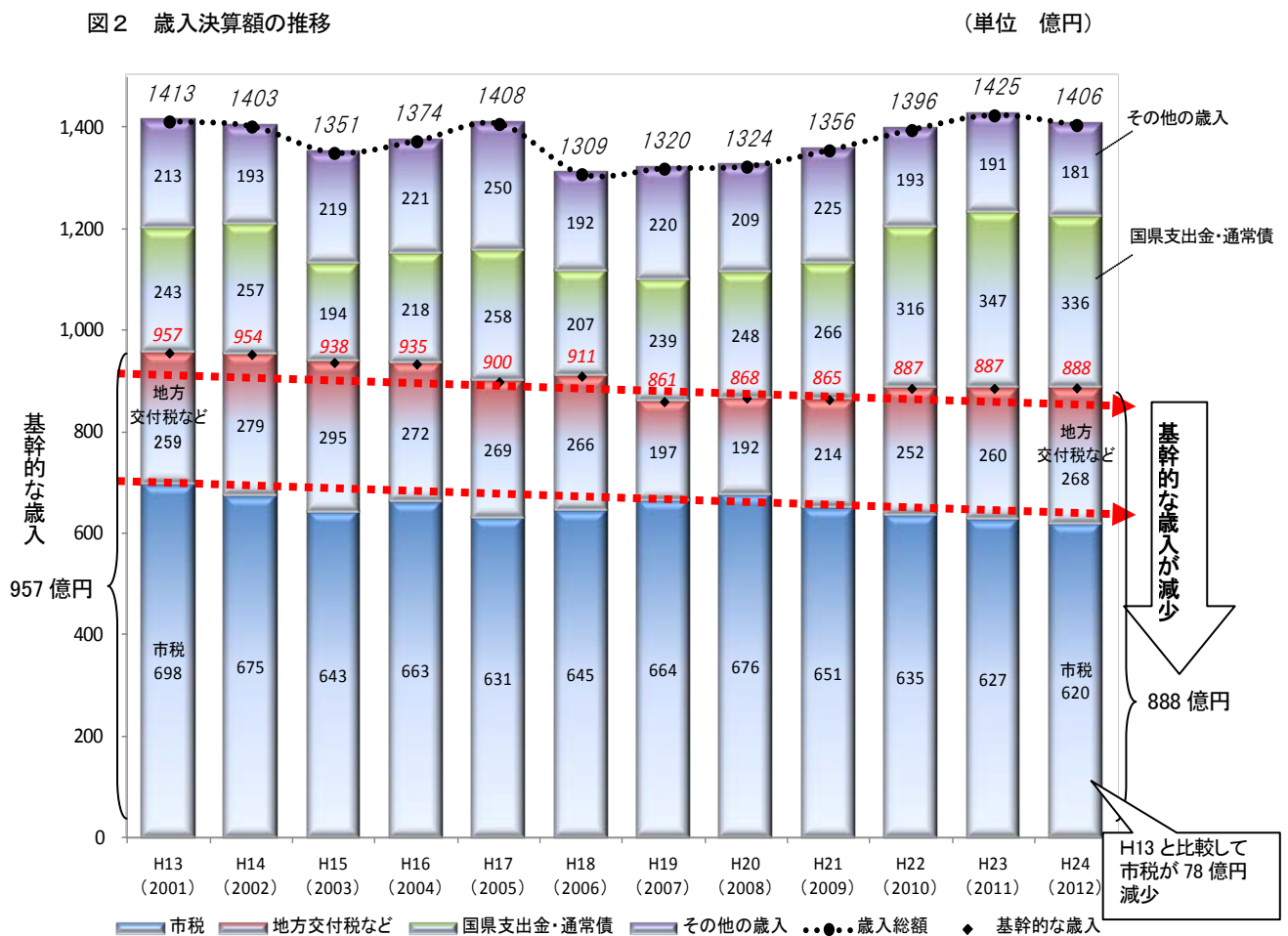
特別会計や企業会計に対して一般会計から支払われる現金で、特別会計や企業会計の収入だけでは採算が取れない部分等について一般会計が負担する。

2 歳入（収入）の推移 ～財政運営の基幹となる歳入が減少～

市の歳入（収入）には、例えば市税のように、本市がその使い道を自由に決められる歳入と、建設事業（歳出）の実施に伴って収入される国・県支出金や市債（通常債）のように、使い道が限定されている歳入があり、前者の収入割合が高いほど、自由度の高い、弾力性のある財政運営を行うことができます。

本計画の中では、使い道の自由な歳入の大部分を占めている、「市税」、「地方交付税（臨時財政対策債等含む）」、「地方譲与税」および「各種交付金」を、「基幹的な歳入」として分類しています。

図2は、本市の「歳入総額」に占める「基幹的な歳入」と使途が限定された「国庫支出金」等の推移を示したものです。



本市の歳入（収入）決算額は1,300億円から1,400億円で推移していて、このうち「基幹的な歳入」は、平成13年度から平成19年度までは減少傾向にありましたが、平成20年度以降は微増傾向にあります。

ただ、平成13年度と平成24年度を比較すると957億円から888億円へ69億円（7%）の減収となっています。

（1） 基幹的な歳入が減少した要因

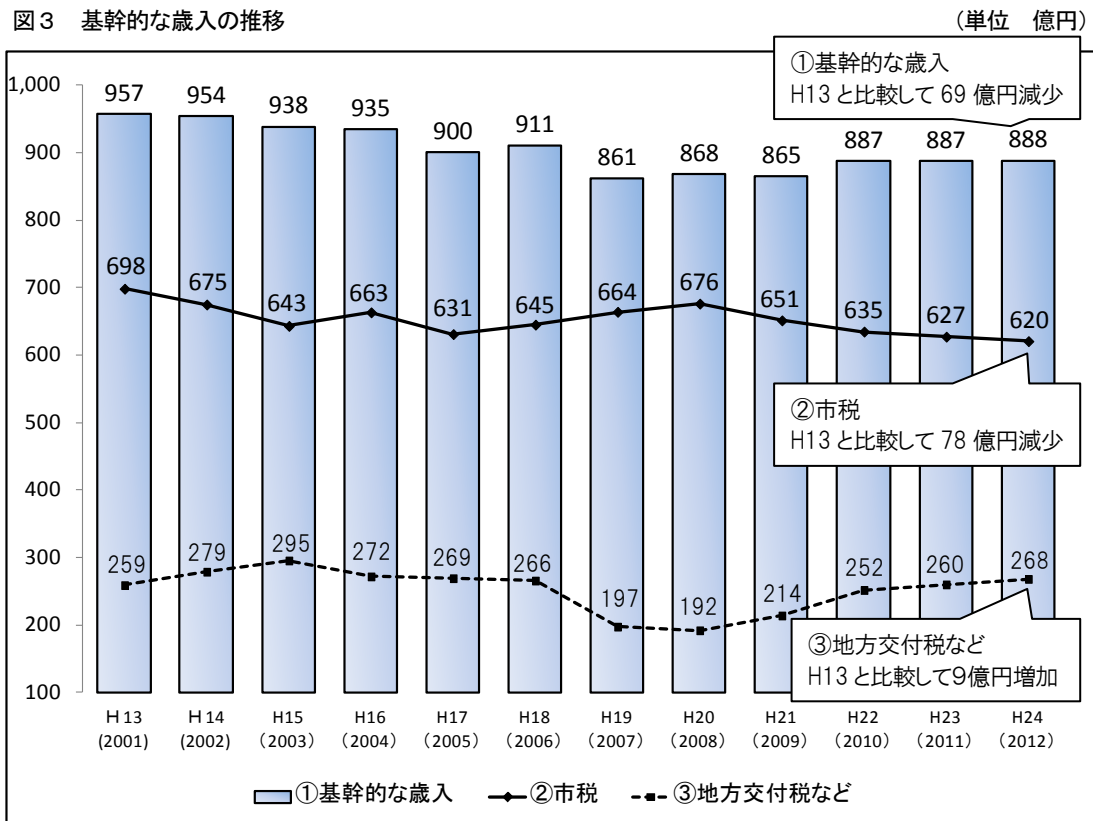


図3は「基幹的な歳入」の内訳の推移です。地方交付税が交付される地方自治体では、制度上、税収入が増加すれば地方交付税が減少し、逆に税収入が減少すれば地方交付税が増加します。

この市税収入を補う財源調整の仕組みにより、各自治体は税収が減少した場合も市民に安定したサービスが提供できるようになっていて、つまり市税と地方交付税は、表裏一体の関係にあると言えます。

しかし、それぞれの歳入額を平成13年度と平成24年度で比べた場合、「③地方交付税など」の増加が259億円から268億円で9億円（約3%）であるのに対して、「②市税」は698億円から620億円へ78億円（約11%）減少していて、市税収入の減少を補いきれていないことが分かります。

市の財政運営の基本となる「基幹的な歳入」の減少は、本市が自由に使い道を決められる収入（一般財源）が減少しているということであり、市が自らの判断で仕事を行うことができる余地が少なくなっていることを示しています。

また、市税収入が減って、それを補う地方交付税などが増えているということは、財政運営上、国への依存度が高くなってきていることを表しています。

地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政を行っていくためには、そのための財源を自ら確保できることが必要で、それには市が直接収入できる市税収入を増やすことが最も重要な課題です。

また、そもそも地方自治体の仕事量に見合った税財源が、地方自治体に配分されていない現在の制度を改めることが必要であり、国に税源移譲を含めた抜本的な制度改正を強く働きかけていかなければなりません。

《用語解説》

- 歳入**：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての収入。
- 歳出**：会計年度中（4月1日から翌年3月31日まで）における市の全ての支出。
- 財政調整基金**：年度によって収入が大きく減少するなどの不測の事態に備える自治体の貯金。
- 国・県支出金**：市の収入源の一つで、国や県から市へ交付される補助金等の総称。
- 市債**：将来の収入で返済する前提で借りる市の借入金。
- 通常債**：市債のうち、道路、学校などの建設事業等を行う場合の借入金。
- 市税**：市が収入する税の総称。市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等がある。
- 地方交付税**：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するための国から地方への交付金。
- 地方譲与税**：便宜上国が徴収しているが、本来は地方の税財源であるため国から地方へ譲与する税。
地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。
- 各種交付金**：県に収入された税の一部を市町村へ交付する交付金。地方消費税交付金等がある。
- 地方特例交付金**：減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付される交付金。
- 減税補てん債**：国の制度改正（地方税の特別減税等）により地方自治体が減収になった額を、いったん地方自治体が借り入れる市債。
- 一般財源**：市の収入のうち、使い道を自由に決められる収入。市税、地方交付税等が主な一般財源である。

3 財政調整基金等からの取崩額の推移

～収支不足を基金（貯金）の取り崩しでカバー～

前述のとおり歳出では社会保障費が増加し、一方で市税などの基幹的な歳入が減少している中、本市では、その会計年度中に生じた収支の不足分を、財政調整基金などの貯金を取り崩すことで補っています。

この状態は、平成 14 年度以降毎年度続いています。

(1) 財政調整基金等残高の推移

「財政調整基金」は、その年の収入が大きく減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

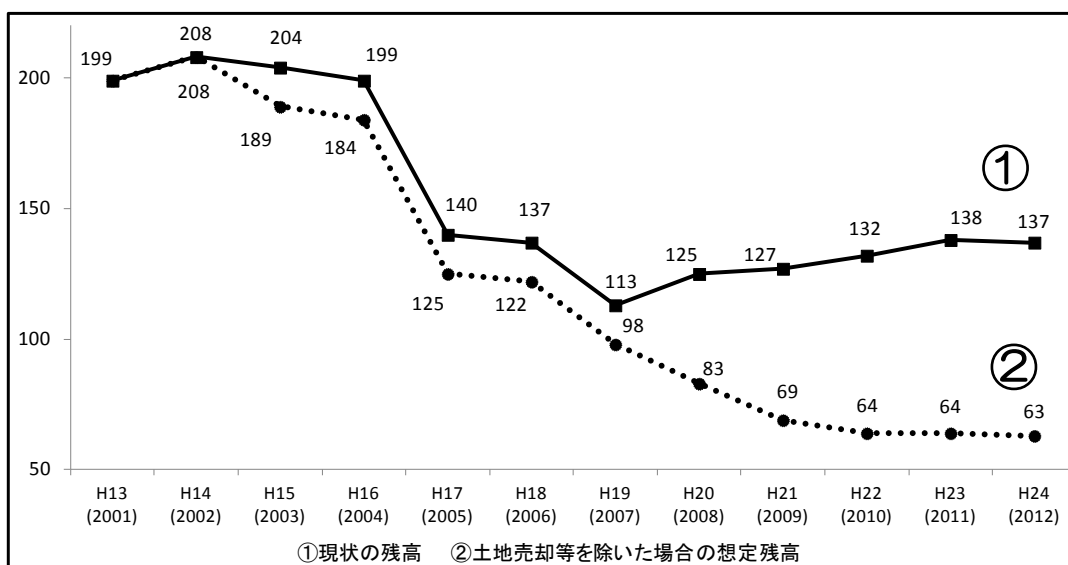
基金残高の推移は図 4 の①で示すとおりです。平成 14 年度に 208 億円あった基金は、平成 19 年度に 113 億円まで減少しました。

平成 20 年度以降は、未利用地の売却や時限的な職員の給与減額措置などの臨時的に基金を増加させる特別な要因があったことで増加に転じ、平成 24 年度の残高では 137 億円になっています。

図 4 の②はこうした要因がなかった場合の想定残高で、平成 22 年度以降、減少幅が小さくなったものの、未利用地の売却などがなければ、残高は減少し続けていたことになります。

図 4 財政調整基金等残高の推移

(単位 億円)



(2) 単年度の収支

図5は、前頁の図4の②で示した「土地売却等を除いた場合の想定残高」において、各年度、前年度からいくら基金残高が増減したのかを表したグラフです。

金額がマイナスの場合は収支不足額を基金で補てんして、実質的な単年度収支が赤字であったことを示します。

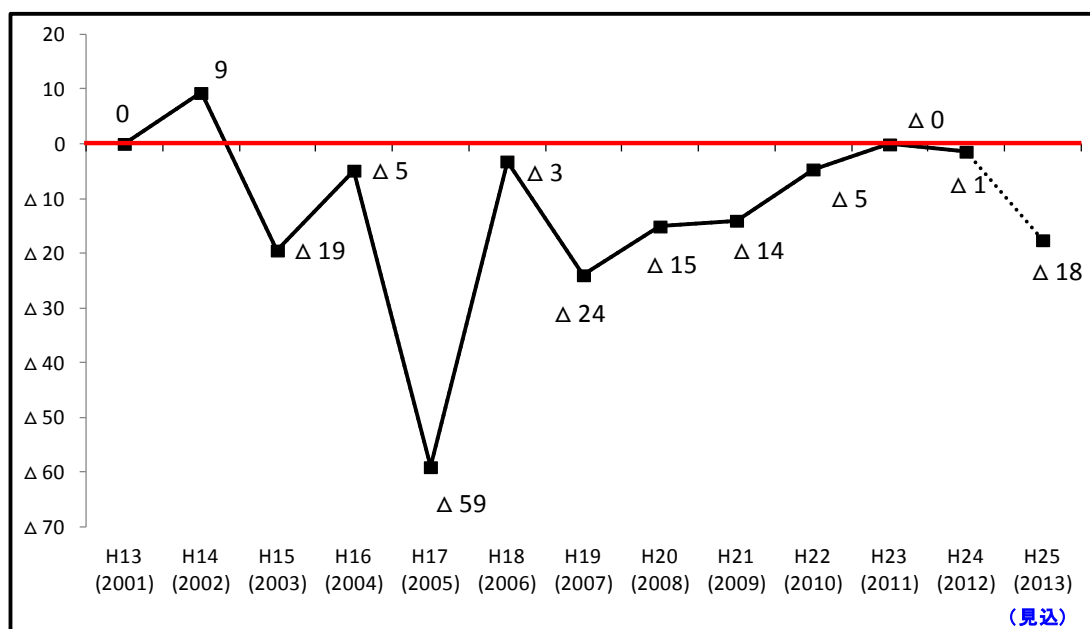
グラフをみると平成15年度以降は全てマイナスで、実質的には各年度、単年度赤字が生じていたと言えます。

平成20年度以降は基金の減少額は縮小傾向にあり、平成23、24年度では、前財政基本計画の数値目標の達成や地方交付税等の増加などによって、ほぼ収支バランスが均衡している状態です。

しかし、平成25年度では、国保会計の収支悪化に伴い、一般会計から繰出す金額が大きく増加し、単年度の収支バランスの悪化が予測されます。

このため、改めて単年度収支バランスを改善する必要性が増しています。

図5 土地売却等を除いた場合の想定残高における基金残高の増減額 (単位 億円)



※H13をゼロ(起点)として、各年度、前年度からの増減額を表しています。

※H23は前年度から約1,000万円減少しています。

※H25は最終補正後予算額での見込みです。

4 市債借入額と借入残高の推移

～通常債の減少と臨時財政対策債等の増加～

(1) 市債の種類

地方自治体は、その年度内に必要な経費はその年度内の収入で賄うのが原則ですが、例外的に将来の収入を見込んで借金をする場合があります。この借金を「市債」といいます。

市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「通常債」と、前述した地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債等」があります。

「通常債」は、施設整備（道路、学校、公園等）を行う場合など、一時期に多額の資金を必要とする場合に借り入れる市債で、翌年度以降、借入対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。これは、整備された施設から受けるサービスは将来の市民にも提供されることから、現在の市民からの税だけでなく将来の市民の税からも応分に負担してもらい、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、本来、国から自治体へ地方交付税（現金）として再配分されるべきものが、国の財源不足により全てを現金で配分することができないため、その不足額をいったん地方自治体が借り入れて、資金不足を補うものです。

ただ、返済額は翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みになっています。

「通常債」は建設事業の抑制など、市の裁量で借入額を調整することが可能です。

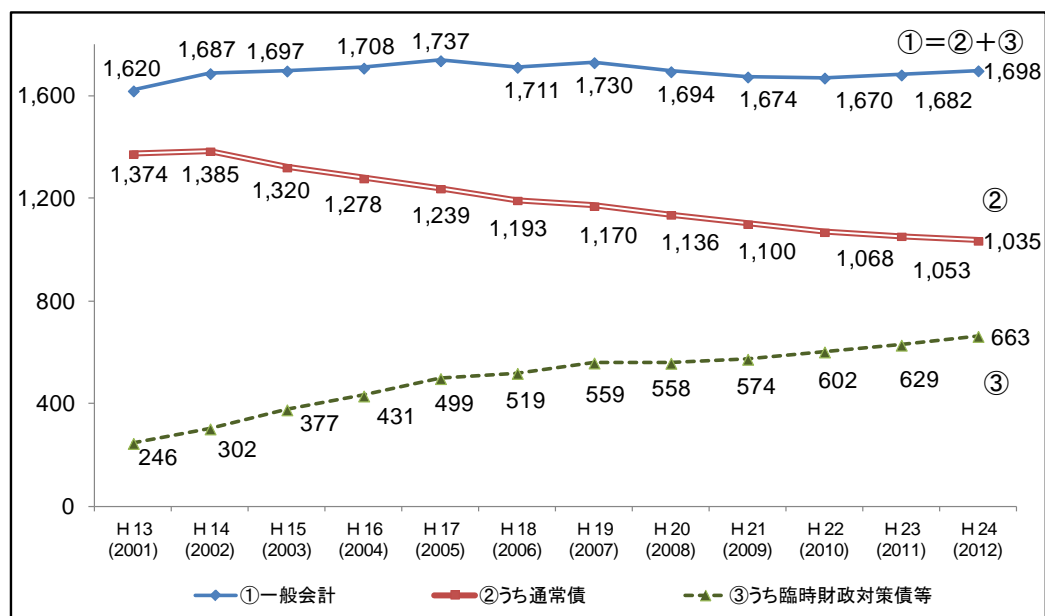
しかし、地方交付税の振替である「臨時財政対策債」は、通常の市民サービスを提供するうえで必要不可欠な財源であり、借り入れを抑制することが非常に難しい市債だと言えます。

(2) 市債残高の推移

① 一般会計の市債残高

図6 一般会計市債残高の推移（決算）

（単位 億円）



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成15年度から18年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2億円）を除く。

一般会計の市債残高の推移をみると、「通常債」残高（図6 ②）は借入を抑制してきた効果によって、平成13年度の1,374億円から平成24年度の1,035億円まで339億円（約25%）減少しています。

しかし、「臨時財政対策債等」の残高は、図6の③で示すように平成13年度の246億円に対して平成24年度では663億円となっていて、10年間あまりで3倍近い額にまで増加しています。

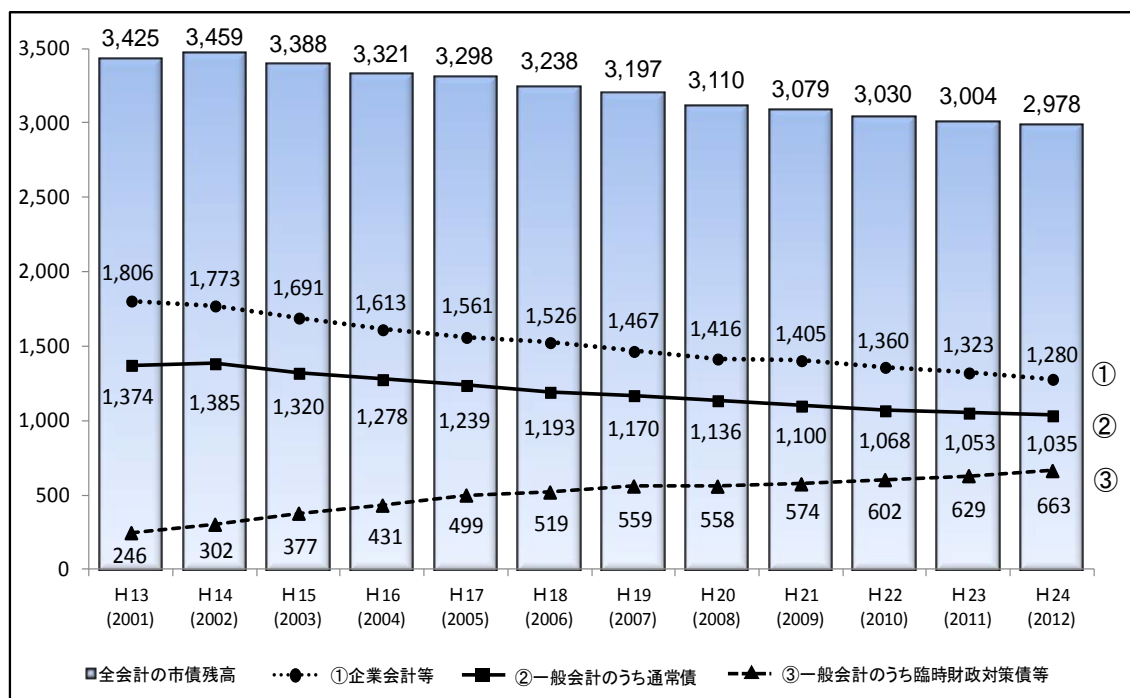
この結果、図6の①のとおり、一般会計の市債残高は平成13年度の1,620億円から平成24年度の1,698億円まで78億円（約5%）増加しています。

「臨時財政対策債」は制度上、その返済額相当の財源が国から補てんされることになっているとはいえ、地方交付税の原資となる国の税収（所得税、消費税、法人税など）が伸び悩んでいますので、将来に渡り、その返済額相当の財源が国から補てんされるかどうか、懸念が生じています。

② 全会計の市債残高

図7 全会計市債残高の推移（決算）

（単位 億円）



※端数処理のため、合計が表示と合わない場合があります。

※平成15年度から18年度の通常債残高は、ミニ市場公募債償還のための減債基金への積立額（2億円）を除く。

図7は、企業会計等も含めた全会計の市債残高を表したグラフです。

下水道事業会計などの企業会計等の市債残高（図7 ①）は、平成13年度の1,806億円から平成24年度の1,280億円で526億円（約29%）減少しています。

前述のとおり、一般会計では臨時財政対策債等の残高が増加（図7 ③）したものの、通常債の残高の減少（図7 ②）に加えて、企業会計等の市債残高が減少したことで、市全体の市債残高は平成13年度の3,425億円から平成24年度の2,978億円で447億円（約13%）減少しています。

《Topics》「臨時財政対策債」を家計で例えると…

いつもは現金で仕送りをしてきている実家（国）から、「今、実家（国）の家計が苦しいので、不足分はとりあえず、あなた（横須賀市）の方で借金しておいて。でも、その借金の返済は実家（国）でするから」と言われて、やむを得ず行っている借金です。

借金はしたくないのですが、生活のために仕方なく借りているお金ということになります。

5 本市の財政状況の総括（1～4のまとめ）

本市はこれまでも人件費や公債費の抑制、また、さまざまな事業の見直しなど行財政改革に力を注いできました。

しかし、市税や地方交付税などの基幹的な歳入の減少と高齢化の進展による社会保障費の増加は、行財政改革の効果を上回っていて、単年度の収支不足を補う基金の残高は、土地の売却などの臨時的収入がなければ減少している状態です。

単年度の収支不足は、前財政基本計画の取り組みや、地方交付税等の増加などにより、ここ数年間は縮小してきましたが、平成25年度は国保会計の財源不足に対する補てん（繰出し）の増額などで再び拡大する見込みです。

こうした状況から、まずは単年度の収支バランスを均衡させるよう改善を図ることが必要です。

そのためには、事業目的の達成度合いや現在の社会経済状況等に照らして、事業の必要性が薄れていないか、また、政策目的の実現に向けて最善の方法となっているか、といった視点から、事業の見直しに取り組んでいく必要があります。

《ポイント1》

引き続き財政規律を堅持するとともに、さらに行財政改革を進め、単年度の収支バランスの均衡を図ることが必要です。

その年の収入でその年の支出を賄うことができれば、基金残高の減少に歯止めをかけることができます。

本市では市税を中心とする「基幹的な歳入」が減少している一方、高齢化の進展によりコントロールが難しい社会保障費の増加が続いていて、この財源を人件費などの経費を削減することで捻出している状況です。

これまでも事業や執行体制の見直しなどの歳出削減に取り組んできましたが、この傾向が続けば、こうした手法だけでは対応できなくなる可能性があります。

将来にわたって安定した財政運営を行っていくため、行財政改革の推進と同時に、減少傾向にある市税収入を増やし、増加する社会保障費を抑制するために積極的な投資を行い、対策を講じていくことが重要となってきました。

《ポイント2》

歳出の削減などの行財政改革を進めるとともに、中長期的な視点から、将来収入の増加、将来支出の抑制を図る取り組み（投資）が必要になっています。

「基幹的な歳入」の内訳をみると、市税収入が減少し、それを補う地方交付税等が増えていて、本市の財政は年々国への依存度が高まっています。

また、その地方交付税も、国の財源不足により現金ではなく借金（臨時財政対策債）に振り替えられ、借金への依存度も高まっている状況です。

これは、そもそも地方自治体の仕事量に見合った税財源が、地方自治体にはない、という構造的な問題も要因となっています。

こうした制度的な問題を解決して、地方自治体が自らの判断で住民に身近な行政を行えるよう、地方への税財源の移譲を国へ求めて行くことが必要です。

《ポイント3》

将来に渡って安定した財政運営を行い、自らの判断で行政を行っていくためには、国に依存しない財源である市税収入を確保することが必要です。

そのためには、地方自治体の仕事量に見合った財源を確保できるよう、国に対して税財源の移譲を強く働きかけていくことが必要です。

第2章 現状のまま推移した場合の財政収支見込み

本章では、平成25年度当初予算を基準に、今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま、現状の事業（「第2次実施計画」に位置付けた事業を含む）を継続していった場合の平成26～29年度までの4年間と、その後の6年間（平成30～35年度）について、その収支を予測しました。

将来、各年度の収支（財源不足）が、平成25年度予算と比較して、どのように推移していくかを検証します。

1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み

（1）歳入歳出予算と財源不足額の見込み

市税を納税義務者数の見込みなどを勘案して、また、社会保障費を過去からの伸び率（直近3カ年平均）などを勘案して、今後4年間の歳入歳出を、それぞれ項目ごとに推計しました。（表1、表2）

表1 歳入（今後4年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

歳入	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
市 税	610	606	△ 4	590	△ 21	585	△ 25	583	△ 27
地 方 譲 与 税 各 種 交 付 金 等	73	80	8	97	25	97	25	97	25
地 方 特 例 交 付 金	3	3	0	3	0	3	0	3	0
地 方 交 付 税	133	135	1	135	1	135	1	135	1
分 担 金 ・ 負 担 金	11	11	0	11	0	11	0	11	0
使 用 料 ・ 手 数 料	34	34	1	34	1	34	1	34	1
国 ・ 県 支 出 金	261	281	21	276	16	268	7	290	29
財 産 収 入 ・ 寄 附 金	3	2	△ 1	2	△ 1	2	△ 1	2	△ 1
繰 入 金	15	11	△ 4	9	△ 5	9	△ 6	7	△ 7
繰 越 金	3	3	0	3	0	3	0	3	0
諸 収 入	53	50	△ 4	51	△ 3	50	△ 3	54	0
市 債	163	180	17	174	11	187	24	193	31
うち通常債	76	98	21	98	22	97	20	97	20
うち臨時財政対策債等	86	82	△ 4	76	△ 11	90	4	97	10
歳入合計 A	1,361	1,396	35	1,386	25	1,385	24	1,414	53

※財源不足を調整するための財政調整基金等からの繰入金を除く

※経常的な収入を比較するため土地売払いによる臨時的な収入を除く。

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

表2 歳出（今後4年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

歳出	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
人件費	285	281	△ 3	281	△ 4	283	△ 2	281	△ 4
退職手当以外	259	258	△ 1	259	0	259	△ 0	258	△ 1
退職手当	26	23	△ 2	22	△ 4	24	△ 2	23	△ 2
扶助費	318	327	8	334	15	341	22	347	28
公債費	168	172	4	164	△ 4	166	△ 2	172	4
うち通常債	111	112	1	112	1	110	△ 1	110	△ 2
うち臨時財政対策債	57	60	3	52	△ 5	56	△ 0	62	5
投資的経費	81	88	7	99	18	88	8	120	39
維持補修	61	64	4	63	2	60	△ 1	57	△ 3
物件費	214	221	7	221	6	218	4	210	△ 4
他会計への繰出し （社会保障系）	141	146	4	153	11	156	14	157	16
他会計への繰出し （その他）	67	65	△ 2	65	△ 2	64	△ 3	64	△ 3
その他	84	100	17	89	6	88	4	87	3
歳出合計 B	1,419	1,465	46	1,468	49	1,464	45	1,496	77

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

今後、事業の見直しや財政運営上の対策を講じないまま現状の事業を継続した場合、平成29年度と平成25年度と比べると、歳入は1,361億円から1,414億円へ53億円増加するものの（表1 A欄）、歳出も1,419億円から1,496億円へ77億円増加（表2 B欄）するため、今後4年間の当初予算での財源不足額（歳出合計－歳入合計）は、表3のとおりとなります。

表3 財源不足額（今後4年間の財政収支見込み）

（単位 億円）

	現状	将来推計							
	平成25年度 当初予算	平成26年度	対25年度 増減	平成27年度	対25年度 増減	平成28年度	対25年度 増減	平成29年度	対25年度 増減
財源不足額 （基金取崩額） A－B	△ 58	△ 69	△ 11	△ 82	△ 24	△ 79	△ 21	△ 82	△ 24

※平成25年度当初予算の財源不足額（基金からの取崩し）からは土地の売払いによる臨時的な収入約8億円を除く。

※端数調整のため、合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

市税収入の減少と社会保障費の増加が続き、平成25年度では58億円であった財源不足額は、平成26～29年度でそれぞれ69億円、82億円、79億円、82億円となり、いずれの年度においても平成25年度と比べて多くなる見込みです。

(2) 財政調整基金等残高の見込み

前ページ「(1) 歳入歳出予算と財源不足額の見込み」で推計した今後4年間の財源不足額は、基金を取り崩すことによって補てんすることになります。

表4 今後4年間の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)

	将来推計			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前年度末基金残高 A	133	107	68	32
当初予算での財源不足額(取崩額) B	△ 69	△ 82	△ 79	△ 82
予算取崩額と決算取崩額の差 および決算後の積み立て C (年度末に取り崩す必要がなくなる金額)	43	43	43	43
年度末での実質的な財源不足額 (取崩額) D=B+C	△ 26	△ 39	△ 36	△ 39
年度末基金残高 E=A+D	107	68	32	△ 7

※端数調整のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

平成25年度末の基金残高見込み133億円を起点とした、各年度の当初予算時点での取崩額(財源不足額)は、前ページ表3から、表4 B欄に記載のとおりです。

ただ、年度末の時点では、入札などで当初予定よりも少ない金額で事業を実施することができるので、当初予算で予定した取崩額(表4 B欄)までは取り崩す必要がなくなる(表4 C欄)ので、実際に基金を取り崩す額は、表4 D欄の金額となります。

この結果、各年度末の基金残高は、表4 E欄になるものと見込まれ、このとおり進んだ場合、平成29年度には基金が枯渇してしまう(基金残高がマイナスとなる)こととなります。

《Topics》当初予算での財源不足額（取崩額）と実質的な財源不足額（取崩額）

市の財政での当初予算時点での取崩額と実質的な取崩額の間を、家計に置き換えてみます。

ある月の収入と支出の予定を立てたところ、給料（収入）20万円に対して、生活費（支出）は25万円かかってしまうことが分かりました。

そのため足りない5万円は、預けていた銀行から貯金を下ろすことにしました。

実際にその月が終わって計算してみると、給料は予定どおり20万円でしたが、生活費は23万円に抑えることができました。

足りないと思っていた5万円は貯金から下ろしていましたが、実際に足りない金額は3万円だったので、余った2万円は再び銀行へ預けることにしました。

この結果、貯金は5万円少なくなってしまう予定でしたが、3万円減るだけで済みました。

月の最初に予定を立てた時に、銀行から下ろすことにした5万円が「当初予算での財源不足額（財政調整基金等の取崩額）（表4 B欄）」にあたるもので、足りない生活費を埋めるために、実際に貯金が少なくなった3万円が「実質的な財源不足額（財政調整基金等の取崩額）（表4 D欄）」にあたります。

2 中長期（平成 30～35 年度）の財政見通し

（1）平成 35 年度までの収支の増減予測

4 年間（平成 26～29 年度）の財政収支見込みを基に、平成 30 年度以降に予測される、財政負担が増加する要素（表 5 A 欄）、減少する要素（表 5 B 欄）を加味して、平成 35 年度までの財源不足額を予測しました。

表 5 平成 30～35 年度までの主な財政負担の増減要素見込み

項 目		平成29年度 (2017年度)
A 平成30年度以降、負担額が増加する要素		0.0
人件費	1 人件費(退職手当)	0.0
扶助費	2 障害者福祉費	0.0
	3 生活保護費	0.0
物件費等	4 基幹系情報システム 更新経費	0.0
	5 新ごみ処理施設 運営費	0.0
他会計繰出 (社会保障)	6 介護保険特別会計に対する繰出金	0.0
	7 後期高齢者医療費 負担金	0.0
	8 後期高齢者医療費特別会計に対する繰出金	0.0
他会計繰出 (その他)	9 下水道事業に対する繰出金	0.0
その他	10 特定目的基金残高減少による一般財源負担額	0.0
B 平成30年度以降、負担額が減少する要素		0.0
人件費	1 人件費(退職手当以外)	0.0
公債費	2 公債費(通常債)	0.0
物件費等	3 市単独選挙(市長選挙、市議会議員選挙)	0.0
	4 南処理工場運営費	0.0
他会計繰出 (その他)	5 水道事業(広域水道事業団)に対する繰出金	0.0
	6 病院事業会計に対する繰出金	0.0
負担増減計 A + B (平成29年度に比べ増加する財源不足額)		0.0

※端数処理のため合計、差し引きが表示と合わない場合があります。

(表5の見方)

平成29年度の推計値と比較して、どれだけ負担が増減(△は減を表す)するのかを表しています。

平成30年度を例にすると、「A 負担額が増加する要素」の合計が16.8億円、一方、「B 負担額が減少する要素」の合計が0.4億円となり、差し引き16.4億円、平成29年度に比べ財源不足が増加することを示しています。

(単位：億円)

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
16.8	20.6	25.9	30.0	31.6	42.2
3.3	1.4	2.6	3.9	1.6	4.6
1.3	2.7	4.1	5.6	7.1	8.7
0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0
5.0	4.4	3.7	3.5	1.3	2.6
0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1.4	2.7	3.0	2.9	4.7	6.2
1.8	3.7	4.7	5.2	7.6	9.9
0.1	0.3	0.5	0.6	0.8	1.0
0.2	0.7	1.3	1.8	1.9	2.3
3.0	4.0	4.4	4.7	4.7	4.9
△ 0.4	△ 0.6	△ 6.1	△ 17.3	△ 14.4	△ 13.7
△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
3.6	4.1	0.0	△ 11.5	△ 8.1	△ 7.9
△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.1
0.0	0.0	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
△ 0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6
△ 3.0	△ 4.1	△ 4.2	△ 4.2	△ 4.4	△ 4.4
16.4	20.0	19.8	12.7	17.2	28.5

前ページ表5の結果から、平成30年度以降は、いずれの年度も平成29年度と比較してさらに財源不足額が増加すると予測されます。

平成26～29年度の推計で、平成29年度の実質的な財源不足額は39億円（P17表4D欄）と見込んでいますので、これに各年度でさらに増加する財源不足額（表5）を加えた実質的な財源不足額は、表6C欄のとおりです。

平成30年度では、平成29年度と比較して財源不足額が16.4億円増加するため、財源不足額は55.4億円（39.0億円+16.4億円）となり、平成35年度では、今後10年間で最も多い67.5億円に増加することが予測されます。

表6 平成30年度以降の実質的な財源不足額 (単位 億円)

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
A 平成29年度の財源不足額	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0	△ 39.0
B 平成30年度以降、各年度でさらに増加する財源不足額 (表6 A+B欄)	0.0	16.4	20.0	19.8	12.7	17.2	28.5
C 実質的な財源不足額 (A-B)	△ 39.0	△ 55.4	△ 59.0	△ 58.8	△ 51.7	△ 56.2	△ 67.5

第3章 バランスの取れた財政運営のための財政運営方針と取り組み

第2章でみたとおり、今後、財政運営上の対策を講じないまま現在の事業を継続した場合、平成25年度よりも財政収支は悪化することが見込まれます。

本章では、こうした状況に対してどのように対応していくべきか、その財政運営の方針と、具体的な取り組みおよび目標値を定めます。

1 今後の財政運営の方針

第1章でみたとおり、国保会計の財源不足に対する補てんなどで、一般会計の単年度収支の赤字額は再び拡大する見込みです。

このため、引き続き財政規律を堅持するとともに、さらに行財政改革を進め、単年度の収支バランスの均衡を図る必要があります。

また、第2章でみたとおり、市税収入の減少と社会保障費の増加などにより、財源不足額はますます拡大することが予測されます。

現状のまま推移した場合、収支不足を補てんする財政調整基金等は平成29年度で枯渇してしまう見込みのため、基金の残高を確保することも必要です。

さらに、将来にわたって安定した財政運営を行っていくためには、自らの財源である市税収入を確保することや、社会保障費など将来も増加が見込まれる経費の抑制を図ることが重要です。

現在直面している課題の解決に向け、積極的な対策を講じる必要があります。

こうした観点から、以下の3項目を今後の財政運営の方針とし、安定した財政運営を行っていくために実行すべき具体的な取り組みを定めます。

◎財政運営方針1 単年度の収支バランスを改善する

◎財政運営方針2 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する

◎財政運営方針3 将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う

2 財政運営方針 1「単年度の収支バランスを改善する」ための取り組みと数値目標

今後、悪化することが見込まれる単年度収支バランスの改善に取り組みます。

(1) 取り組みと数値目標

① 「事務事業等の総点検」による財源不足額の削減

=数値目標=

今後予測される財源不足額を削減するため、平成 29 年度（当初予算）までに、合計 24 億円以上の歳出の削減、歳入の増加（一般財源）を図ります。

「事務事業等の総点検」とは市の事業や執行体制などを点検し、見直しを行うことで経費の削減や収入の増加を図る取り組みです。

人員の削減や事務の効率化、事業の見直し、収入の増加につながる新たな取り組みを実施し、可能な限り財源不足の削減を図ります。

② 新規債発行比率の設定（市債借入の抑制）

(ア) 一般会計 通常債

=数値目標=

建設事業などに係る市債（通常債）の借入額を、平成 26～29 年度までの 4 年間平均（当初予算）で、元金償還額の 90%以下に抑制します。
(新規債発行比率 90%以下)

$$\text{通常債 新規債発行比率} = \frac{\text{通常債 借入額}}{\text{通常債 元金償還額}} \times 100$$

道路や学校の建設などを行う場合に借り入れる通常債の額を、すでに借りている市債の元金償還額の範囲内に抑え、将来支払う公債費の負担軽減を図ります。

(イ) 臨時財政対策債

＝数値目標＝

平成 26～29 年度までの各年度（当初予算）の臨時財政対策債の借入額を、国から示される発行可能額未満（100%未満）に抑制します。

（新規債発行比率 100%未満）

$$\text{臨時財政対策債 新規債発行比率} = \frac{\text{臨時財政対策債 借入額}}{\text{臨時財政対策債 発行可能額}} \times 100$$

臨時財政対策債とは、現金で交付されない地方交付税を、地方がいったん市債（借金）で補う振替制度です。

借入を抑制することで、将来の公債費の負担軽減を図ると同時に、発行可能額は全額借りたものとして償還相当額が地方交付税に上乗せされるので、実質的な将来の市民サービスの財源確保を図ります。

(ウ) 一般会計繰出し対象企業債（下水道事業）

＝数値目標＝

建設事業などに係る企業債（下水道事業）の借入額を、平成 26～29 年度までの 4 年間平均（当初予算）で、減価償却費※の 80%以下に抑制します。

（新規債発行比率 80%以下）

$$\text{下水道企業債 新規債発行比率} = \frac{\text{企業債 借入額}}{\text{減価償却費}^{\ast}} \times 100$$

下水道事業会計において、施設や設備を現状維持していく場合は、減価償却費の 100%の建設投資（企業債の借り入れ）が必要になります。

今後も必要な投資は行っていきますが、現在の施設や設備の徹底的な長寿命化に取り組むことで借入を抑制し、一般会計、下水道事業会計ともに将来負担の軽減を図ります。

※下水道の施設や設備は長年にわたって使用するため、企業会計では整備費用の全額を整備した年度の費用とはせず、分割して各年度の費用とします。この費用を減価償却費と言います。平成 26 年度から企業会計の会計制度が見直されますが、減価償却費は、国庫補助金等充当分を除く従来の算出方法で計算しています。

③ 市債残高の削減（全会計）

＝数値目標＝

平成 26～29 年度までの各年度決算での市債残高（全会計）は、3,000 億円未滿を維持します。

新たなごみ処理施設の建設や既存施設の老朽化対策など、建設事業等のために借りる通常債の必要性が高まっているほか、現在も増加傾向にある臨時財政対策債の借入額は、国の状況によって今後も増加する可能性があります。

こうした状況であっても、借入の抑制を図る新規債発行比率[※]について定めた目標の達成を図り、本計画の終了年度である平成 29 年度時点でも、市債残高は 3,000 億円未滿を維持するよう取り組みます。

※一般会計 通常債は 23 ページ、臨時財政対策債、一般会計繰出し対象企業債（下水道事業）は 24 ページに掲載しています。また、市債残高の推移は 11・12 ページに掲載しています。

④ 滞納対策の推進

＝数値目標＝

平成 26～29 年度までの各年度決算での市税（特別土地保有税を除く）徴収率を、現年度調定分^{※1}は 98.7%以上、滞納繰越分^{※2}は 23.9%以上に向上させます。

市が徴収している市税や各種料金にはさまざまな種類のものがありますが、本計画においては、特に一般会計の収支に大きな影響を与える市税収入の徴収率に数値目標を設定し、収入の増加と滞納額の削減を図ります。

※1 現年度調定分とは、市税のうち、その年度に課税した分のことを言います。

※2 滞納繰越分とは、市税のうち、その年度より前に課税したものが未納になっている分のことを言います。

3 財政運営方針 2「今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する」ための取り組みと数値目標

計画の最終年度である平成 29 年度決算時点で、将来にわたって安定した財政運営に必要な財政調整基金等の残高の確保を図ります。

(1) 取り組みと数値目標

① 未利用地の売却による財源確保

＝数値目標＝

平成 29 年度決算までに未利用地を 20 億円以上売却します。

統合した学校の跡地など、今後の使用目的のない土地（未利用地）の売却を積極的に進め、売却により得た収入を基金に積み立てることで基金残高を確保します。

② 土地開発基金の廃止による財源確保

＝数値目標＝

平成 29 年度決算までに土地開発基金を廃止して、財政調整基金等へ 5 億円を積み立てます。

土地開発基金とは、急速な社会経済の発展によって事業に必要な用地の取得が困難であったことから、昭和 44 年に用地の先行取得を目的として全国的に設置された基金です。

インフラや施設が充足してきたことなどで、今後の活用は見込まれないため、休眠財産を行政サービスに有効に活用できるよう、土地開発基金を廃止して財政調整基金等に積み立てます。

③ 基金残高の確保[※]

＝数値目標＝

平成 29 度決算で、財政調整基金等の残高を 90 億円以上確保します。

「事務事業等の総点検」による財源不足額の削減（P23）や、滞納対策の推進（P25）による収入の増加によって単年度収支の改善を図るとともに、未利用地の積極的な売却などで基金残高の確保を図ります。

※基金残高の推移は8ページに掲載しています。

4 財政運営方針3「将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う」ための取り組みと数値目標

拡大が予測される財源不足に、これまでのように事業の見直しなどだけでは対応できなくなる可能性があります。

自らの財源である市税収入を確保し、先々見込まれる負担を抑制するため、積極的な投資を行い、対策を講じていきます。

(1) 将来の負担（経費）を抑制するための取り組みと数値目標

① 公共施設マネジメントの推進

＝数値目標＝

公共施設等の維持改修のための予算※を、平成26～29年度までの4年間合計（当初予算）で100億円以上確保します。

老朽化が進む公共施設等を維持していくためには、今後40年間（平成64年度まで）で、建替えや改修などに約3,352億円が必要と試算しています。

将来かかる多額な費用を抑制するため、平成26年度に「横須賀市施設配置適正化計画」を策定し、将来人口を踏まえた施設の必要量や最適な配置の実現を目指すこととしています。

平成27年度以降は、施設の統廃合や民間施設の活用などで施設総量の縮減を図る予定です。

本計画では、計画期間（平成26～29年度）中の維持改修に係る予算を確保し、当面、継続して使用する施設の積極的な改修に取り組みます。

なお、これらの維持改修にかかる工事を市内事業者が発注することで、同時に(2)①(ア)で掲げる「市内経済活性化のための予算の確保」(P30)の目標達成も図ります。

※ 公共施設等の維持改修のための予算とは、公共施設等に係る一般会計の維持補修費です。（南処理工場等の新ごみ処理施設の建設に伴い廃止が見込まれる施設を除く）

② 「横須賀市特別会計国民健康保険費 財政健全化計画」の推進

＝数値目標＝

特別会計国民健康保険費の財政健全化に向け、医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算※を、平成 26～29 年度までの 4 年間合計（当初予算）で 2 億円増額します。

一般会計からの繰出しで補てんしている国保会計の収支状況を改善するため、本計画とは別に「横須賀市特別会計国民健康保険費 財政健全化計画」を策定し、平成 26 年度から国保財政の健全化への取り組みを開始します。

誰もが生涯を現役で過ごすことができるよう、保健指導の強化・充実を図るため、平成 25 年度に比べて保健師などを増員（7 人）するための予算を確保します。

これにより医療費を抑制し、国保財政の健全化を図るとともに、将来の一般会計の負担を抑制します。

※医療費を抑制させる取り組みの充実に必要な人員確保のための予算とは、国保会計の職員給与費にかかる一般会計からの繰出金のことです。国保会計の運営のために必要な人件費や事務費は、一般会計から支出（繰出し）することが定められています。

③ 生涯現役社会の実現に向けた取り組みの強化

本市の平均寿命は県内 19 市の中で最も短く ※¹、国保の加入者一人あたりにかかる医療費は県内 19 市の中で最も高い ※² 状況となっていて、このことは本市の社会保障費が増加する要因の一つとなっています。

誰もが生涯を通じて健康で活躍できる生涯現役社会を実現するため、効果が学術的に証明されているラジオ体操やウォーキングを中心とした健康増進、介護予防など、すそ野の広い取り組みを充実します。

また、将来の社会保障費の抑制を図るため、特定健診や生活習慣の改善に向けた取り組みも強化します。

※¹ 厚生労働省「平成 22 年市区町村別生命表の概況」より。

※² 神奈川県「平成 23 年度国民健康保険事業状況」より。

④ 省エネルギー化の促進

照明設備のLED化や省電力タイプの空調設備への改修などにより、光熱水費の縮減など、将来負担の抑制を図ります。

⑤ 受益者負担の適正化

税負担と受益者負担のあり方を検証し、適正な負担割合に基づく使用料等の設定を行っていきます。

(2) 将来の収入を増加させるための取り組みと数値目標

① 市内経済の活性化

(ア) 経済対策関係予算の確保

＝数値目標＝

市内経済の活性化のための予算^{※1}を、平成26～29年度までの4年間合計(当初予算)で330億円以上確保します。

将来の税収確保につなげるため、この4年間では積極的に経済対策関係予算を確保し、地域経済の活性化に取り組みます。

また、公共施設マネジメント^{※2}により増加する工事等は、出来る限り市内事業者へ発注することで、市内経済の活性化も進めます。

※1 市内経済の活性化のための予算とは、①人件費を除く商工費、②農業振興費、③水産業振興費、④ごみ処理に係る経費を除く維持補修費、⑤市街地再開発事業費の合計です。

※2 「(1)①公共施設マネジメントの推進」については28ページに掲載しています。

(イ) 市内の事業者に対する優先調達と優先発注の推進

市や市から補助金の交付を受けた民間事業者などが物品調達や工事発注などを行う場合、市内の事業者を優先していきます。

併せて、米軍・自衛隊等が物品調達や工事発注する場合も、市内の事業者の受注が拡大するよう仕組みづくりを進めていきます。

② 集客促進、定住促進、企業誘致の促進

集客促進の取り組みをさらに強化するとともに、新たに市内消費を呼び込む取り組みを行っていきます。

同時に、子育て、教育、福祉など、様々な施策による総合的な定住促進を図り、特に子育て世代に選ばれるまちづくりに取り組みます。

また、定住人口の増加、雇用確保に大きな効果がある企業誘致活動を推進し、将来の市税収入の増加につなげていきます。

③ 基金の再編

本市には、財政調整基金等以外にも特定の事業（目的）のために設置している様々な基金（貯金）がありますが、近年では低金利のため、基金の運用による利子収入が少なくなっています。

一方では、基金の設置目的にご賛同いただいた市民や団体から毎年多くの寄附をいただき、基金へ積み立てて事業の財源として活用しています。

今までのように運用で利子を得るという活用から、今後は市民の皆さんが共感できる使い道をしっかりと示したうえで、寄附の受け皿として積極的に活用していくことを目指し、平成 27 年度予算までに基金の再編に取り組みます。

④ 広告収入の拡充

市が持つ、ホームページや印刷物、庁舎壁面などの資産を活用した広告事業のさらなる拡大に取り組みます。

⑤ 地方に必要な財源確保のための国への働きかけの強化

地方自治体が自立した財政運営を行っていくためには地方交付税のあり方の見直しや、必要な税財源を確保できるよう抜本的な制度改正が必要です。

引き続き国に対し、関係機関と連携しながらあらゆる機会を通じて、地方に必要な税財源の確保を強く求めていきます。

5 参考指標

以下の財政指標は、本市財政の健全性をチェックするためには有効ですが、景気の動向や国の制度改正によってその数値が大きく変動するため、「参考指標」として、今後の推移をフォローしていくこととします。

① 経常収支比率

=数値の目安= 平成 29 年度決算数値 97.5%以下

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{毎年経常的にかかる経費のうち、使い道の自由な収入を使って支払う経費}}{\text{毎年経常的に収入される使い道の自由な収入}} \times 100$$

市税など経常的に収入される使い道の自由な収入を、人件費や社会保障費など経常的にかかる経費に使う割合を示す指標で、財政の硬直度を表します。

② 総人件費比率

=数値の目安= 平成 29 年度決算数値 31.0%以下

$$\text{総人件費比率} = \frac{\text{総人件費}^*}{\text{市税+地方交付税等（臨時財政対策債等含む）}} \times 100$$

正規職員、非常勤職員および賃金職員に支払う人件費（退職手当を除く）が、基幹的な歳入の中心となる市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を示す指標です。

※総人件費＝退職手当を除く正規職員給与費＋非常勤職員報酬＋臨時職員賃金

③ 公債費比率

=数値の目安= 平成 29 年度決算数値 11.5%以下

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{市債の返済額（一般財源）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}}{\text{市税+地方交付税（臨時財政対策債等含む）} - \text{地方交付税に上乗せされた市債の返済額}} \times 100$$

その年の市債の返済額が、基幹的な歳入の中心となる市税と地方交付税等（臨時財政対策債等含む）に占める割合を表します。

第4章 数値目標を達成した場合の財政収支見込み

本章では、第3章で設定した数値目標を達成した場合に、第2章の将来の財政収支見込みがどのように改善するかを再度推計します。

1 今後4年間（平成26～29年度）の財政収支見込み

(1) 単年度収支バランスの改善

平成29年度に82億円にまで拡大が見込まれる当初予算での財源不足額は、第3章の財政運営方針1（P23～25）で掲げた数値目標を達成することで、表7C欄のとおり改善される見込みとなります。

これにより、実際に基金の取崩しを行う額、つまり実質的な財源不足額は、図8のとおりとなり、平成29年度での取崩し額は、現状のまま推移した場合と比べて、39億円から13億円に改善する見込みです。

表7 当初予算での財源不足額（基金取崩額）の比較 （単位 億円）

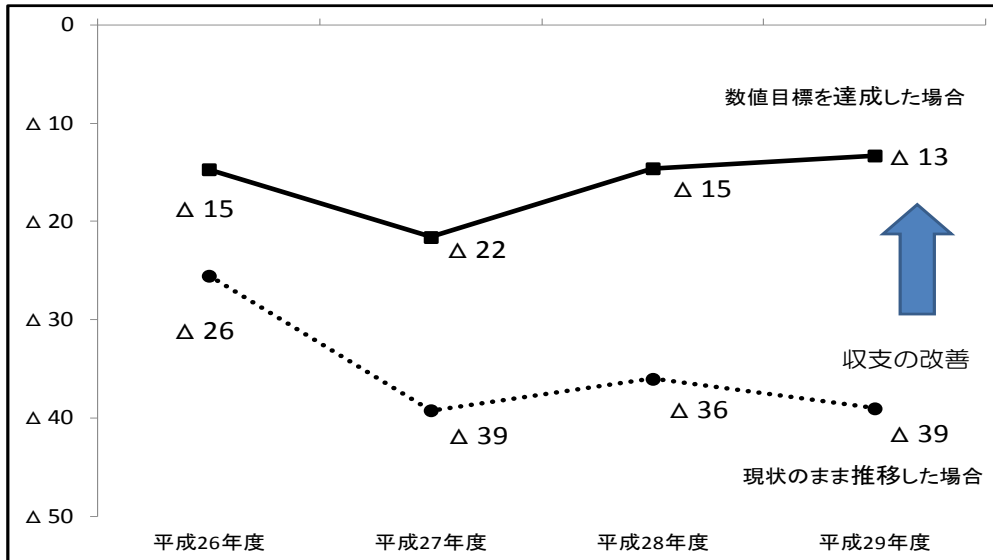
	平成25年度	将来推計			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【現状のまま推移した場合】 当初予算での財源不足額（取崩額） A	△ 58	△ 69	△ 82	△ 79	△ 82
(財政運営方針1)数値目標の達成効果 B		11	17	21	26
【数値目標達成後】 当初予算での財源不足額（取崩額） C = A + B	△ 58	△ 58	△ 65	△ 58	△ 56

※平成25年度の財源不足額は、土地の売払いによる臨時的な収入約8億円を除く。

※端数調整のため、差し引きが表示と合わない場合があります。

図8 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

(単位 億円)



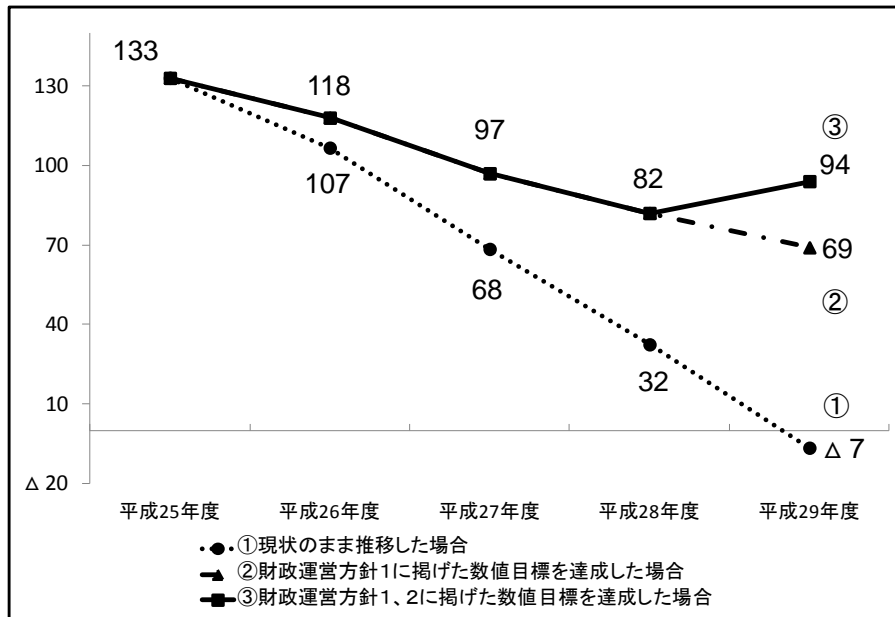
(2) 今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高の確保

(1) のとおり単年度収支バランスが改善することで、財政調整基金等の残高は、平成29年度末時点で69億円まで改善する見込みです。(図9 ②)

これに加え、財政運営方針2 (P26・27) で掲げた未利用地の売却などの目標を達成することで、94億円の残高を確保することができます。(図9 ③)

図9 数値目標を達成した場合の財政調整基金等の残高の比較

(単位 億円)



2 中長期（平成 30～35 年度）の財政見通し

（1）単年度の財源不足額の推移

取り組み効果が後年度になって表れる数値目標も達成することで、表 8 のとおり、「現状のまま推移した場合の財政収支見込み」に比べて、平成 35 年度時点で 33.9 億円の改善効果が見込まれます。

これにより、図 10 のとおり、平成 35 年度時点での財源不足額は 67.5 億円から 33.6 億円まで改善される見通しです。

しかし、依然として収支はマイナスで、単年度の財源不足の完全な解消までには至りません。

表 8 数値目標を達成した場合の収支改善効果額

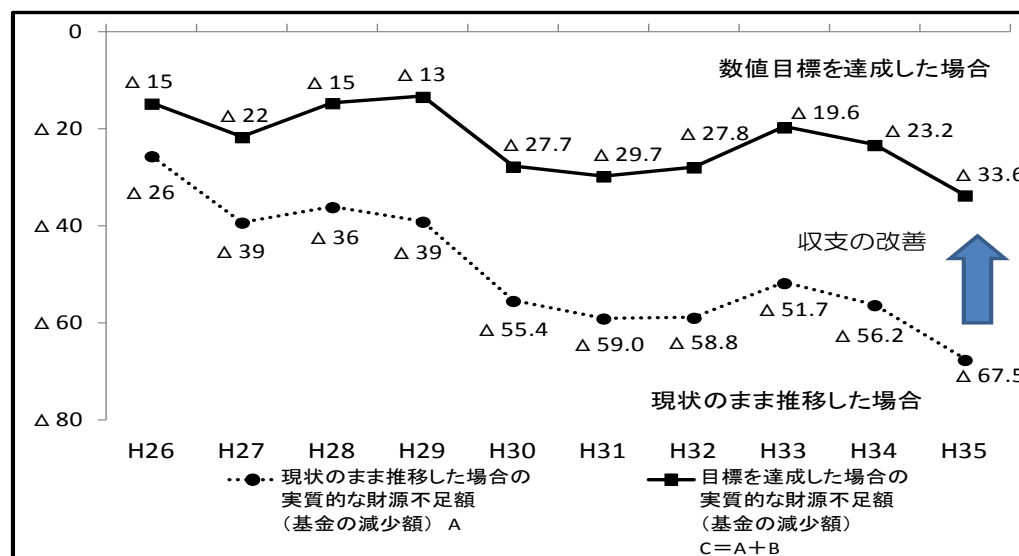
（単位 億円）

項目	H30	H31	H32	H33	H34	H35
①「事務事業等の総点検」による経費の削減	24.6	25.6	26.4	27.2	28.0	28.5
② 新規債発行比率（一般会計通常債）の設定	1.6	2.2	2.9	3.0	3.1	3.4
③ 新規債発行比率（臨時財政対策債）の設定	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
④ 一般会計繰出し対象企業債の発行抑制（下水道事業）	0.5	0.5	0.6	0.8	0.8	0.9
⑤ 滞納対策の推進	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
収支改善効果額計	27.7	29.3	31.0	32.1	33.0	33.9

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

図 10 実質的な財源不足額（基金取崩額）の比較

（単位 億円）



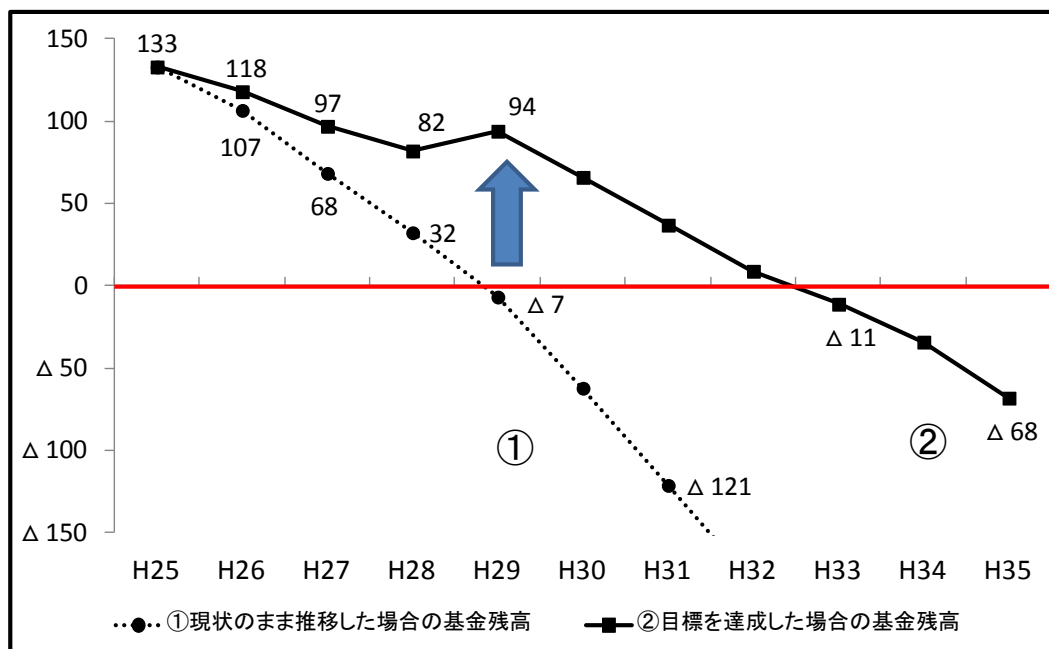
(2) 財政調整基金等残高の見込み

第2章では、財政調整基金等は平成29年度には枯渇してしまうという予測(図11 ①)となりましたが、数値目標の達成により単年度収支が改善し、財政調整基金等の減少は抑制される見込みです。

ただ、前ページの(1)で見たとおり、目標を達成した場合であっても、単年度の財源不足は完全に解消されないため、平成33年度には基金が枯渇してしまう(残高がマイナスになる)ことが予測されます。(図11 ②)

図11 平成26年度以降の財政調整基金等残高の見込み

(単位 億円)



(3) さらなる事業見直しの必要性

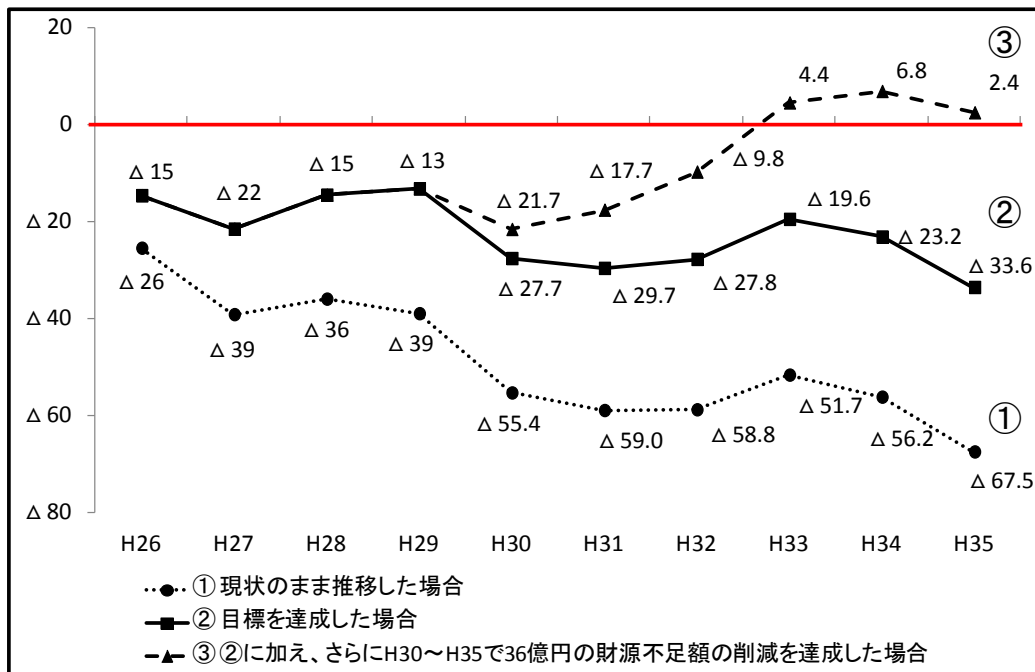
前ページ図 11 のとおり、目標を達成した場合でも単年度の収支バランスが改善されていないため、現状のままでは平成 33 年度には基金残高が枯渇してしまう可能性があります。

こうした事態を防ぐためには、本計画（平成 26～29 年度）の終了後も、さらに事業の見直しに取り組み、引き続き単年度収支の改善と、基金残高の確保を図る必要があります。

35 ページ表 8 のとおり数値目標を達成することで、図 12①から②へ収支が改善されることが予測されます。

これに加えて本計画終了後の平成 30～35 年度の 6 年間に、本計画と同程度（単年度 6 億円）の財源不足額の削減を行うことができれば、単年度の財源不足額はさらに改善し、図 12③のとおり、平成 33 年度以降は収支が均衡した状態となります。

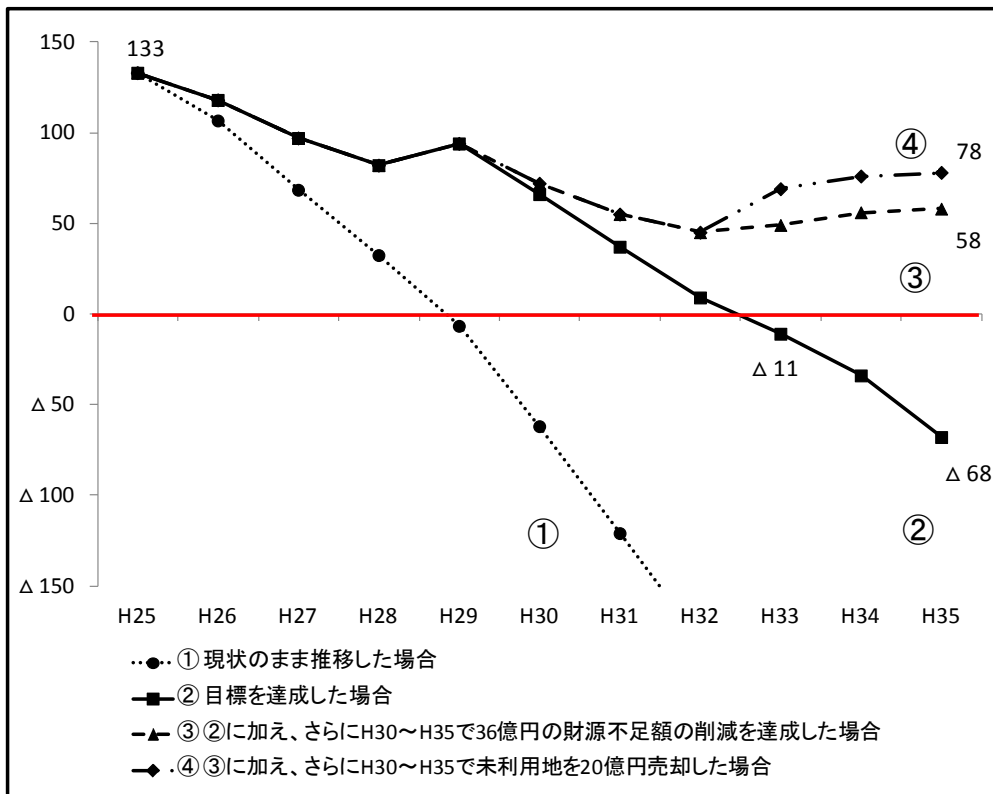
図 12 H30～35 でさらに 36 億円の歳出の削減等を行った場合の財源不足額の推移 (単位 億円)



その結果、平成 33 年度には枯渇する（図 13 ②）と予測された基金残高も、平成 35 年度まで、枯渇する事態には至りません（図 13 ③）。

また、さらに次期財政基本計画（平成 30～33 年度）の期間においても、未利用地の売却を本計画と同様に 20 億円行うことができれば、基金残高は図 13 ④のとおり推移し、なお一層の残高確保が可能となります。

図 13 平成 26 年度以降の財政調整基金等残高の見込み (単位 億円)



※H30～35の財源不足額の削減は、各年度均等（6億円ずつ）に行うと想定

※未利用地は、次期計画期間の最終年度（平成 33 年度）に一括売却すると想定

3 計画のまとめ

本市の財政は、市税や地方交付税等などの基幹的な歳入の減少と、高齢化の進展による社会保障費の増加によって、単年度の収支不足が解消できない状況にあります。

本計画では、①単年度の収支バランスを改善する、②今後の財政運営に必要な財政調整基金等残高を確保する、③将来負担の抑制と将来収入の増加を図る投資を行う、という3つの財政運営方針に基づき、将来にわたって安定した財政運営を行っていくために実行すべき具体的な取り組みを定めました。

これらの取り組みを実施することで平成 29 年度までの今後 4 年間については、単年度収支の改善と一定の基金残高の確保ができる見通しです。

ただ、人口推計によれば、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が進み、これによる市税収入の減少と社会保障費の増加が予測されます。

このため、本計画の目標を達成したとしても、平成 33 年度には基金が枯渇して（残高がマイナスとなって）しまう可能性が見込まれます。

したがって、本計画期間が終了した後も単年度の収支バランスを改善するための新たな取り組みが必要となります。

社会情勢の変動や国の制度改正により、将来の財政予測が大きく変動する際には、計画期間中であっても迅速に方針や目標数値を変更するなど柔軟な対応を図ることとし、当面は本計画に掲げた数値目標の着実な達成に取り組めます。

また、平成 30 年度以降も新たな財政基本計画を策定し、本計画に定めた運営方針、目標についての検証と終了時点での財政推計を行い、今後の財政運営の方針と数値目標を改めて設定して取り組んでいきます。

横須賀市財政基本計画（概要版）
平成 26 年（2014 年）2 月発行

お問い合わせ先
横須賀市役所財政部財政課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電 話 046 (822) 8152 F A X 046 (822) 7795
E-mail : fi-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp